# 3　計画事業の位置づけ

## （1）計画事業について

基本計画では、豊島区の将来像を実現するために、各行政分野を 8 つの「地域づくりの方向」を基に、その下に 25 の「政策」を、さらに 72 の「施策」を位置付け、体系化しています。そして、施策ごとに目標を定め、目標に向かって効果的な取り組みが進んでいるか確認するための成果指標を設定し、進行管理をしていきます。

施策ごとの目標を達成するための具体的な事業については、実施計画にあたる「未来戦略推進プラン」に位置づけ、基本計画の「施策」と関連付けを行うことにより、基本計画と一体的に進行管理を行っていきます。これらの事業が「計画事業」です。

## （2）計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

（ア）　「施策」の実現に関連性の深い事業（具体的には①成果指標への貢献度が高い事業、②施策を構成する代表的な事業）を計画事業として選定します。

（イ）　既存事業を、投資的な性格を持つ「施設整備事業」、法令扶助事業、「一般事業」に分け、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。

（ウ）　政策・施策の目的を達成するため、計画期間中に新しい事業の展開が必要とされる事業は、「新規事業」として、計画事業に位置付けます。

（エ）　計画事業は、計画期間中に実施する内容（事業量）と事業費を示します。

（オ）　未来戦略推進プランで毎年、進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

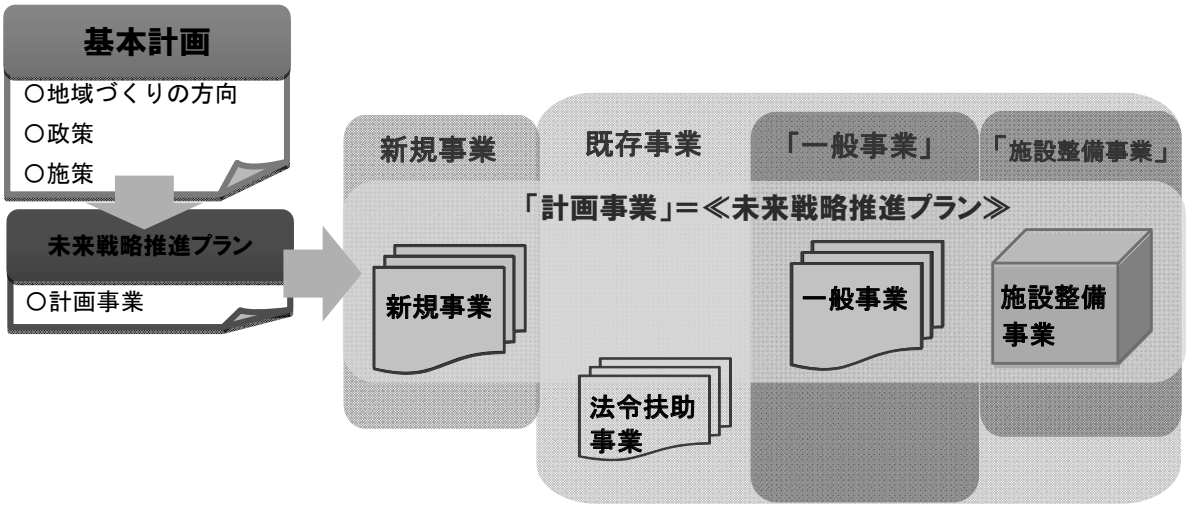


## （3）重点事業

消滅可能性都市から持続発展都市への重点的な施策をまとめた「豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月策定）」の「具体的な施策」に対応する事業（「主な事業」に該当する計画事業等）を「重点事業」としています。